

# 社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力をはっきし、仕事と生活の緩和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように活動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年1月1日～平成32年12月31日までの3年間

## 2. 内容

目標1： 育児休業等の制度について、職員に周知を図る。

〈対策〉

- 平成29年1月1日～ 育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象として会議において説明し、全職員に周知する。
- 平成29年1月1日～ 育児休業の取得希望者を対象に説明会を実施する。

目標2： 小学校入学までの子を持つ労働者の短時間勤務制度について、職員に周知を図る。

〈対策〉

- 平成29年1月1日～ 短時間勤務制度について、管理職を対象として会議において説明し、全職員に周知する。
- 平成29年1月1日～ 短時間勤務制度の取得希望者を対象に説明会を実施する。

目標3： 職員の健康管理や所定外労働を削減のために、ノー残業デーを設定しており、徹底して実施する。

〈対策〉

- 平成29年1月1日～ 各所属毎に問題点を検討する。
- 平成29年1月1日～ ノー残業デーを徹底して実施する。

〔 安全衛生委員会において、状況を把握し、職員に徹底して実施するように呼びかける。 〕